

生活支援臨時給付金で30万円がもらえる条件とは？

条件早見表と世帯人数の数え方（超重要！）

林健太郎
林FP事務所

生活支援臨時給付金 とは？

1. 新型コロナ経済対策の一つで、1世帯30万円を給付する臨時制度
2. 生活支援臨時給付金の給付要件、以下のいずれか
 - 世帯主の月収を年収換算した金額が、住民税が課税されない低所得世帯の水準まで落ち込んだ場合
 - 住民税が非課税になるほどではないが、月収が半分以下に減り、年収換算で住民税非課税ラインの「2倍以下」となる場合
3. 住民税非課税水準とは？
 - 総務省の一律基準
 - 世帯人数で変わるので、数え方が超重要

給付対象となる世帯主の月収上限額

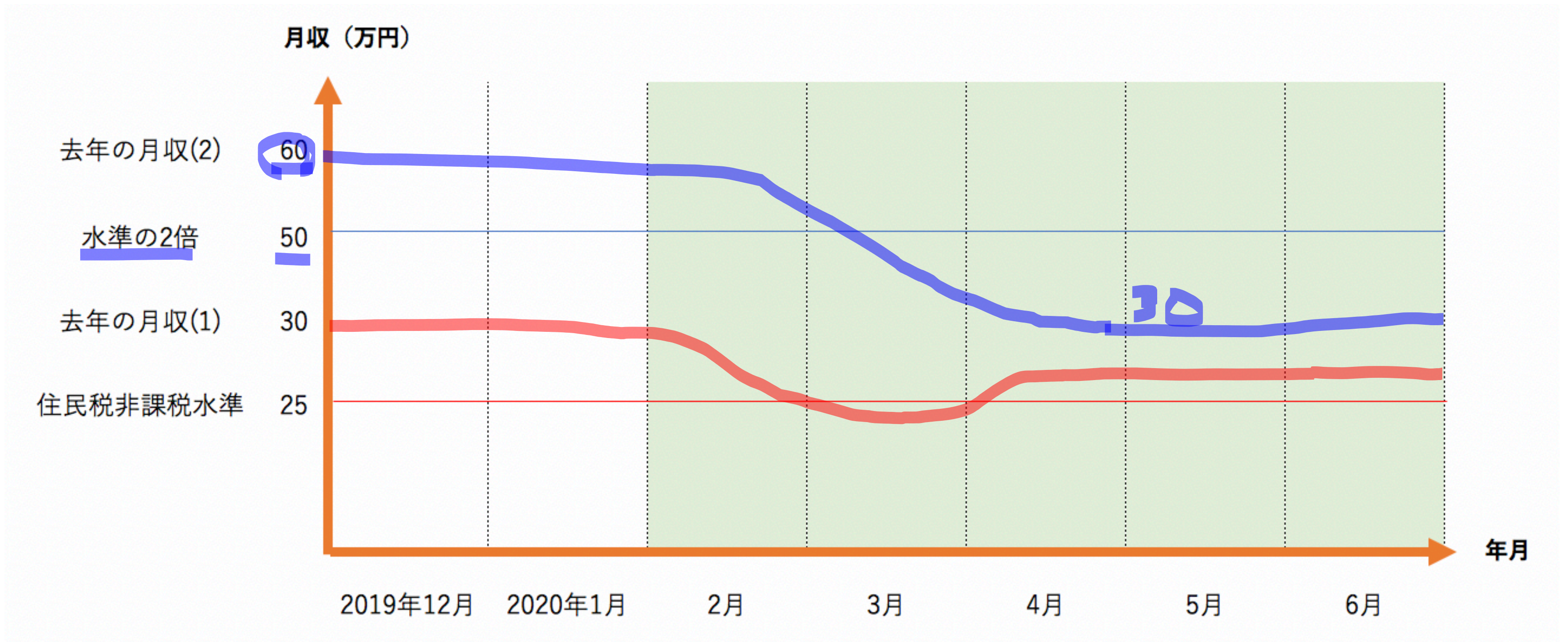
世帯の人数（※1）	住民税非課税世帯とみなす月収 （万円）	住民税非課税世帯とみなす月収 の2倍（万円）
1	10	20
2	15	30
3	20	40
4	25	50
5	30	60
6	35	70
7	40	80
8	45	90

※「世帯の人数」は世帯主と同一生計配偶者および扶養親族をあわせた数。[生活支援臨時給付金（仮称）](#)より
林FP事務所で試算

■ 総務省の一律基準

■ 2倍の水準は、収入が激減（半減以下）した世帯が対象

給付対象者のイメージ



「世帯の人数」が超重要

■ 世帯主+配偶者+扶養親族

■ 扶養親族とは？（国税庁）

- 1. 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）または都道府県知事から教育を委託された児童（里子）や市町村長から用語を委託された老人であること
- 2. 納税者と生計を一にしていること
- 3. 年間の合計所得金額が38万円以下（令和2年分以降は48万円以下）であること。（給与のみの場合給与収入103万円以下）
- 4. 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。

■ 忘れやすいポイント

- 退職して収入のない（所得税を納税していない）親
- 下宿していて、所得税（国税）を納税していない子に仕送りをしてい
- 所得税を納税するほどの収入がある子は扶養親族に該当しない。
→その子が世帯主として給付金を請求できる可能性がある

「生活支援臨時給付金」における注意点

■ 半減以下の基準が未確定

- どの金額を基準として、「半減以下」を判断するのか？
- 今後総務省が明確化する予定

■ その他の課題

- 給与所得に事業収入がある人はどうなる？
- 月収ではなく、賞与が大幅に減る人はどうなる？

生活支援臨時給付金と 住民税非課税 とは？

まとめ

1. 生活支援臨時給付金の受給条件

- 世帯主の月収が住民税非課税レベル以下
- 月収が半減、住民税非課税レベルの倍以下

2. 給付金の該当条件を早見表でまとめた

- 総務省の一律基準
- 世帯人数が大きなポイント（収入のない親、下宿の子などを忘れずに）

3. まだ課題が残る

- 半減以下の条件が未確定
- 収入が複雑な世帯、賞与のみ減額の世帯など

プロが教える資産形成の入門書 無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://xn--vck0b9h632vz0vb.jp/presentpdf>

林健太郎
林FP事務所